

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

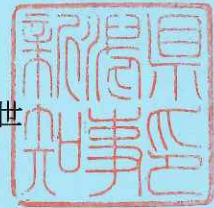
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

日本貨物鉄道 株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 5年12月18日

許可の有効年月日 令和10年11月18日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及びPCB、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及びPCB、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

汚泥（PCB、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

燃え殻（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

指定下水汚泥、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等、廃石棉等

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成 9 年 7 月 24 日
(代表者の変更 旧 橋元 雅司)
- ・変更届出年月日 平成 9 年 11 月 11 日
(住所の変更 旧 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号)
- ・変更許可年月日 平成 10 年 11 月 18 日
(**廃油** (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又はその化合物を含むもの。)、**廃酸** (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンまたはその化合物を含むもの。)、**廃アルカリ** (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンまたはその化合物を含むもの。)、**汚泥** (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンまたはその化合物を含むもの。)、**燃え殻** (水銀又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの。)、**鉱さい** (セレン又はその化合物を含むもの。)、**ばいじん** (セレン又はその化合物を含むもの。)) の追加。)
- ・更新許可年月日 平成 10 年 11 月 19 日
- ・変更届出年月日 平成 11 年 7 月 26 日
(代表者の変更 旧 金田 好生)
(住所の変更 旧 東京都文京区後楽二丁目 3 番 19 号)
- ・更新許可年月日 平成 15 年 11 月 19 日
- ・変更許可年月日 平成 16 年 6 月 18 日
(**廃石棉等** の追加)
- ・変更届出年月日 平成 17 年 7 月 26 日
(積替え・保管の廃止)
- ・変更許可年月日 平成 18 年 3 月 13 日
(**感染性産業廃棄物** の追加)
- ・変更届出年月日 平成 19 年 8 月 21 日
(代表者の変更 旧 伊藤 直彦)
- ・更新許可年月日 平成 20 年 12 月 11 日
- ・変更届出年月日 平成 23 年 4 月 7 日
(住所の変更 旧 東京都千代田区飯田橋三丁目 13 番 1 号)
- ・変更届出年月日 平成 24 年 8 月 10 日
(代表者の変更 旧 小林 正明)
- ・更新許可年月日 平成 25 年 12 月 2 日
- ・変更許可年月日 平成 28 年 5 月 30 日
(**廃水銀等** の追加)
- ・変更届出年月日 平成 30 年 9 月 10 日
(代表者の変更 旧 田村 修二)
- ・更新許可年月日 平成 30 年 12 月 5 日
- ・変更届出年月日 令和 4 年 8 月 12 日
(代表者の変更 旧 眞貝 康一)
- ・更新許可年月日 令和 5 年 12 月 18 日

5 積替え許可の有無

無

6 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5 年 12 月 18 日 更新許可)